

墜落・転落災害の防止のため安全衛生規則（抜粋）

（特別教育の実施について）

足場の組立て、解体又は変更の作業に係る業務（地上又は堅固な床上における補助作業の業務を除きます。）について安全のための特別の教育を行わなければなりません。

（労働安全衛生法第59条第3項労働安全衛生規則第36条39）

（作業床の設置について）

高さが2メートル以上の箇所で作業を行わせる場合には、墜落災害を防止するために足場を組み立てる等の方法により、作業床を設けなければなりません。足場の設置により作業床を設けることが困難な場合には、防網を張り、安全帯を使用させる等墜落を防止するための措置を講じなければなりません。

（労働安全衛生規則第518条）

（作業床の端の手すり等の設置について）

高さが2メートル以上の作業床の端、開口部等で作業を行わせる場合には、墜落災害を防止するために囲い、手すり、覆い等を設けなければなりません。囲い、手すり、覆い等を設けることが困難な場合、または臨時に囲い等を取り外すときは、防網を張り、安全帯を使用させる等墜落を防止するための措置を講じなければなりません。

（労働安全衛生規則第519条）

（安全帯の使用について）

労働者は、安全帯の使用を命じられたときは、使用しなければなりません。

（労働安全衛生規則第520条）

（安全帯の取付け設備の設置について）

労働者に安全帯を使用させるときは、安全帯を安全に取り付けるための設備を設け、その点検をしなければなりません。

（労働安全衛生規則第521条）

（悪天候の場合の作業の禁止について）

高さが2メートル以上の箇所で作業を行う場合、強風、大雨等の悪天候の場合には、作業を禁止しなければなりません。

（労働安全衛生規則第522条）

「強風」とは、一〇分間の平均風速が毎秒一〇m以上の風を、「大雨」とは一回の降雨量が五〇mm以上の降雨を、「大雪」とは一回の降雪量が二五cm以上の降雪をいいます。

「強風、大雨、大雪等の悪天候のため」には、当該作業地域が実際にこれらの悪天候となった場合のほか、当該地域に強風、大雨、大雪等の気象注意報または気象警報が発せられ悪天候となることが予想される場合を含みます。



（安全な昇降設備の設置について）

高さが1.5メートルをこえる箇所で作業を行うときは、安全に昇降するための設備を設けなければなりません。

（労働安全衛生規則第526条）

（移動はしごの使用について）

移動はしごについては、次の要件に適合したものでなければ使用してはなりません。

丈夫な構造であること

腐食、損傷がないこと

幅は、30センチメートル以上あること

すべり止め装置の取付けその他固定等、転位を防止するために必要な措置を講じていること

（労働安全衛生規則第527条）

（安全な通路の設置について）

作業場に通じる場所及び作業場内には、安全な通路を設け、かつ、常時有効に保持しなければなりません。

また、主要な通路には通路であることを示す表示をしなければなりません。

（労働安全衛生規則第540条）

（脚立の使用について）

脚立については、次の要件に適合したものでなければ使用してはなりません。

丈夫な構造であること

腐食、損傷がないこと

脚と水平面との角度を75度以下とし、かつ、折りたたみ式のものであっては、脚と水平面との角度を確実に保つための金具を備えること

踏み面は、作業を安全に行うため必要な面積を有すること

（労働安全衛生規則第528条）

（立入禁止）

墜落により労働者に危険を及ぼす恐れのある箇所には、関係労働者以外の労働者を立ち入らせてはなりません。

（労働安全衛生規則第530条）

（高所からの物体の投下による危険の防止）

3メートル以上の高所から物体を投下するときは、適当な投下設備を設け、監視人を置く等労働者の危険を防止する措置を講じなければなりません。（労働安全衛生規則第536条）

（物体の落下による危険の防止）

作業のため物体が落下することにより労働者に危険を及ぼすおそれがあるときは、防網を設け、立入禁止区域を設定するなどの措置を講じなければなりません。

（労働安全衛生規則第537条）

足場について

（材料等）

足場の材料については、著しい損傷、変形または腐食のあるものを使用してはなりません。

（労働安全衛生規則第559条）

（構造）

足場の構造は、丈夫なものでなければ使用してはなりません。

（労働安全衛生規則第561条）

（最大積載荷重）

足場は、その構造および材料に応じて**作業床の最大積載荷重を定め**、かつ、これをこえて積載してはなりません。この最大積載荷重は、**掲示などの方法により労働者に周知**しなければなりません。

（労働安全衛生規則第562条）



(足場の作業床について)

足場の作業床は、幅40センチメートル以上とし、床材間のすき間は、3センチメートル以下、床材と建地との隙間は、12センチメートル未満としなければなりません。ただし建地と床材の両端との隙間の和が24センチメートル未満の場合、はり間方向における建地と床材の両端との隙間の和を24センチメートル未満とすることが作業の性質上困難な場合であって、床材と建地との隙間が12センチメートル以上の箇所に防網を張る等墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じたときは、この限りではありません。

また、作業の必要上臨時に足場用墜落防止設備(1)を取り外したときは、その必要がなくなった後、直ちに当該設備を原状に復さなければなりません。なお、作業の性質上足場用墜落防止設備を設けることが著しく困難な場合又は作業の必要上臨時に足場用墜落防止設備を取り外す場合で、次の措置を講じたときはこの限りではありません。

安全帯の取付設備等を設け、かつ、労働者に安全帯を使用させる措置又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。

前号の措置を講ずる箇所には、関係労働者以外の労働者を立ち入らせないこと。

(労働安全衛生規則第563条 2)

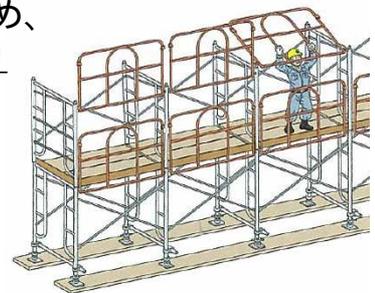
1足場用墜落防止設備

足場からの墜落防止措置等として、足場の種類に応じて次の措置が必要です。

わく組足場・・・交さ筋かい下部のすき間からの墜落を防止するため、交さ筋かいに加え、「下さん」や「幅木」等の設置、又は「手すりわく」を設置すること

わく組足場以外の足場(一側足場を除く)・・・手すりの下部からの墜落を防止するため、「高さ85センチメートル以上の手すり」に加え、「**中さん**」を設置すること

また、作業床からの物体の落下防止措置として、「**幅木**」「**メッシュシート**」「**防網**」等の設置が必要です。



2「架設通路」についても、同様の規定があります。(労働安全衛生規則第552条)

(足場の組み立て等の作業について)

つり足場、張り出し足場、高さが2メートル以上の足場を組み立て、解体、変更の作業を行うときは、次の措置を講じなければなりません。

組み立て、解体または変更の時期、範囲および順序を当該作業に従事する労働者に周知させること

組み立て、解体または変更の作業を行う区域内に、**関係労働者以外の労働者の立入りを禁止**すること

強風、大雨、大雪等の悪天候のため作業の実施について危険が予想される時は、作業を中止すること

足場材の緊結、取り外し、受け渡し等の作業にあつては**幅40センチメートル以上の足場板**を設けたうえで、安全帯の取付設備等を設け、かつ、労働者に安全帯を使用させてください。

材料、器具、工具等を上げ、またはおろすときは、つり網、つり袋を労働者に使用させること
(労働安全衛生規則第564条)

(足場の組立て等作業主任者の選任について)

つり足場、張り出し足場、高さ5メートル以上の足場の組み立て、解体、変更の作業を行うときは、作業主任者技能講習を修了した者のうちから、**足場の組立て等作業主任者を選任**しなければなりません。
(労働安全衛生規則第565条)

(足場の作業主任者の職務について)

足場の組立て等作業主任者は、次の事項を行わなければなりません。

- 材料の欠点の有無を点検し、不良品を取り除くこと
- 器具、工具、安全带及び保護帽の機能を点検し、不良品を取り除くこと
- 作業の方法及び労働者の配置を決定し、作業の進行状況を監視すること
- 安全带及び保護帽の使用状況を監視すること

(労働安全衛生規則第566条)

(足場の作業主任者の職務について)

作業主任者を選任しなければならない作業を除き建築物、橋梁、足場等の組立て、解体又は変更の作業を行なう場合は、次の措置を講じなければなりません。

作業を指揮する者を指名して、その者に直接作業を指揮させること。

あらかじめ、作業の方法及び順序を当該作業に従事する労働者に周知させること。

(労働安全衛生規則第529条)

(事業者が行う足場の点検等)

つり足場以外の足場で作業を行うときは、その日の作業を開始する前に、作業を行う箇所に設けた足場に係る墜落防止設備の取り外しの有無等を点検し、異常を認めたときは、直ちに補修しなければなりません。

つり足場で作業を行うときは、その日の作業を開始する前に、足場に係る墜落防止設備及び落下防止設備の取り外しの有無等の点検をし、異常を認めたときは、直ちに補修しなければなりません。

悪天候(強風、大雨、大雪等の悪天候若しくは中震異常の地震)や、足場の組立て・一部解体若しくは変更の後に、足場に係る墜落防止設備及び落下防止設備の取り外しの有無等の点検をし、異常を認めたときには、直ちに補修しなければなりません。

上記の点検を行ったときは、点検結果等を記録し、足場を使用する作業を行う仕事が終了するまでの間、保存しなければなりません。

(労働安全衛生規則第567、568条)

(注文者が行う足場の点検等)

注文者は、請負人の労働者に足場を使用させるときは、当該足場について、次の措置を講じなければなりません。

構造及び材料に応じて、作業床の最大積載荷重を定め、かつ、これを足場の見やすい場所に表示すること。

強風、大雨、大雪等の悪天候又は中震以上の地震の後においては、足場における作業を開始する前に、次の事項について点検し、危険のおそれがあるときは、速やかに修理すること。

- イ 床材の損傷、取付け及び掛渡しの状態
- ロ 建地、布、腕木等の緊結部、接続部及び取付け部のゆるみの状態
- ハ 緊結材及び緊結金具の損傷及び腐食の状態
- ニ 第五百六十三条第一項第三号イから八までに掲げる設備の取りはずし及び脱落の有無
- ホ 幅木等の取付状態及び取りはずしの有無
- ヘ 脚部の沈下及び滑動の状態
- ト 筋かい、控え、壁つなぎ等の補強材の取付けの状態
- チ 建地、布及び腕木の損傷の有無
- リ 突りょうとつり索との取付け部の状態及びつり装置の歯止めの機能

また、点検を行ったときは、次の事項を記録し、足場を使用する作業を行う仕事が終了するまでの間保存しなければなりません。

当該点検の結果

前号の結果に基づいて修理等の措置を講じた場合にあっては、当該措置の内容

(労働安全衛生規則第655条)